

## コロナ対応型食品製造業経営力強化サポート事業実施要領

### (趣旨)

第1 この要領は、宮城県（以下「県」という。）が行う「コロナ対応型食品製造業経営力強化サポート事業」（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2 本事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて食のマーケットが大きく変化中、経営状況が悪化した県内の食料品製造業者等（以下「支援対象事業者」という。）に対し、経営改善に向けた商売の仕組みの再検討及び生産体制の転換等（以下「経営力強化」という。）に関する知見を有し、指導・助言が可能な専門家を個別に派遣すること等により、経営力強化に向けた課題の洗い出しから事業の再構築に向けた活動の実施までの一連の課程をサポートすることで、支援対象事業者を効率的かつ効果的に支援し、経営改善を図ることを目的とする。

### (定義)

第3 この要領において、「食料品製造業者等」とは、県内に事業所を有する次に掲げるものをいう。

- (1) 日本標準産業分類（平成21年3月23日付け総務省告示第175号）に規定する食料品製造業及び飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ及び飼料・有機質肥料製造業を除く。以下「食料品製造業」という。）に係る事業者
- (2) 食料品製造業者に製造を委託する者
- (3) 県内食料品製造業者が製造した県産品のみを県内各地域から幅広く取りまとめ、普及、宣伝及び販売拡大することを主業とする者
- (4) 第1号から第3号に掲げるもののほか、宮城県の食産業の振興を図る事業実施主体として知事が適当と認めた者

### (事業の実施体制)

第4 本事業のうち、支援対象事業者の募集に係る業務は県が行う。

2 支援対象事業者の選定に関する業務及び専門家の選定と派遣に関する業務については、その一部を委託することとし、委託業務の仕様及び委託先の選定方法については別に定める。

### (支援対象事業者の要件)

第5 本事業による支援対象は、次の各号のすべてに該当する食料品製造業者等とする。

- (1) 県内に事業所を有すること
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大により経営状況が悪化していることを客観的に証明できること
- (3) 本事業の支援を受ける目的及び成果目標を明確にしていること
- (4) 専門家の派遣により、支援の効果が期待できること

### (支援類型)

第6 本事業における専門家派遣の支援類型は、次の各号とする。

#### (1) 伴走支援型

継続的・定期的に指導・助言を受けて経営力強化に取り組む意思があり、新商品開発等の実践的な取組を行うことにより十分な事業効果が期待できる事業者に対し、事業期

間内にわたって6回程度専門家派遣を行うとともに、指導・助言に基づく活動経費の一部を補助するもの。

(2) スポット支援型

経営分析に基づく販売戦略の策定や、生産体制の改善など、経営力強化に向けた特定の項目についての指導・助言を希望する事業者に対し、3回程度専門家を派遣して支援を行うもの。

(支援の申込)

第7 専門家の派遣を希望する事業者は、別に定める期日内に、派遣申込書(様式第1号)を県に提出するものとする。

ただし、過去に当該事業において、伴走支援型の支援の決定を受け、当該補助金の交付決定を受けた者は、スポット支援型のみ申込をすることができる。

(支援対象事業者及び支援類型の決定)

第8 県及び第4に基づき業務を受託した者(以下「受託者」という。)は、申込みがあった事業者に対し、派遣要望に関するヒアリングを行い、課題を抽出した上で支援対象事業者を決定するとともに、支援対象事業者の支援類型の決定及び解決策を示した支援カルテを作成するものとする。

なお、必要に応じて、申込者に対する予備審査を実施することがある。

(専門家)

第9 本事業における専門家は、次の各号の者とし、県と受託者で決定するものとする。

(1) 企画プロデューサー

支援対象事業者に対し、課題の抽出及び解決策の方向性を示すとともに、課題解決に最適な経営力向上アドバイザーを選出する者

(2) 経営力向上アドバイザー

支援対象事業者に対し、第12に掲げる食料品製造業の各項目について専門的な知見を有し、指導・助言が可能な者

(専門家の派遣)

第10 県と受託者は、支援対象事業者からの申込内容及びヒアリング内容を踏まえ、課題の解決のために指導・助言のできる者を専門家として選出し、派遣するものとする。

(派遣する専門家の変更)

第11 県と受託者が、支援対象事業者に対する専門家の指導・助言内容と課題解決に必要な指導・助言内容が合わないと判断したときは、県及び受託者が協議の上、派遣する専門家を変更するものとする。

(指導・助言の分野)

第12 本事業において指導・助言する分野は、次に掲げる食料品製造業等の各項目とする。

経営分析・事業計画策定、商品の販売戦略、生産体制の改善、商品コンセプト設計、マーケティング戦略、市場ニーズ・トレンド、販売ターゲットの設定、原価管理・価格設定、原材料(食品添加物等)、委託製造、商談・営業手法、レシピ開発、ネーミング開発、パッケージ・ラベル開発、知的財産の取得・管理、広報戦略、ウェブサイト及びSNSの活用、人材育成・社内コミュニケーション等

(派遣期間及び回数)

第13 専門家の派遣期間は、令和6年2月末日までとし、派遣時期及び派遣回数は、県と受託者が支援対象事業者の状況に応じて決定する。

(訪問記録の提出)

第14 専門家及び支援対象事業者は、指導1回毎に、確認書(様式第2号)を作成し、県に提出するものとする。

(実施報告書の提出)

第15 専門家は、指導1回毎に、実施報告書(様式第3号)を作成し、県に提出するものとする。

(専門家派遣に要する費用)

第16 専門家の派遣に要する費用は県の負担とする。

(支援対象事業者の取組に要する費用)

第17 支援対象事業者のうち、伴走支援型による支援の決定を受けた者は、専門家の指導・助言に基づく取組に要する費用について、コロナ対応型食品製造業経営力強化サポート事業費補助金の交付を受けることができるものとする。

なお、交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号)に定めるもののほか、コロナ対応型食品製造業経営力強化サポート事業費補助金交付要綱に定めるところによる。

(中間報告会の実施)

第18 受託者は、事業途中に中間報告会を開催し、本事業における支援対象事業者に対する支援の遂行状況について県に報告することとする。

(成果報告会の実施)

第19 受託者は支援対象事業者毎に事業成果をとりまとめて成果報告会を開催し、本事業における支援対象事業者毎の活動状況及び成果を県に報告することとする。

(アクションプランの提示)

第20 受託者は、本事業での成果を踏まえ、事業期間後の経営力強化に向けたアクションプランを支援対象事業者毎に作成し、対面又はミーティングツール等により、支援対象事業者に提示することとする。

(専門家の守秘義務)

第21 専門家は、指導・助言を行う上で知り得た支援対象事業者の企業秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(事業実績)

第22 支援対象事業者は、本事業において実施した経営改善に向けた取組について、県から実績等について問い合わせがあった場合はできる限り応じることとする。

なお、特に優良と認める事例については、支援対象事業者の同意を得た上で、その成果を公表することがある。

(その他)

第23 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月10日から施行し、令和5年度予算に係る事業に適用する。